答 弁 第 一 一 号昭和五十五年十二月五日受領

内閣衆質九三第一一号

昭和五十五年十二月五日

内閣総理大臣 鈴 木 善 幸

衆議院議長福田一殿

衆議院議員森清 君提出憲法第 九条 の解釈に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

_

(質問の 一一

衆 議院 議員森清君提出憲法第九条の解釈に関する質問に対する答弁書

一について

憲法第九条第一 項は、 独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、 自 衛 0)

ため としては、 の 必 要最 このような見解を従来から一貫して採つてきているところである。 小 限度の武力を行使することは認めら れているところであると解してい る。

> 政 府

二について

憲 法 第 九 条 第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 前 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 目 的を達するため」 という言葉 は、 同 条第一 項全体 \mathcal{O} 趣 旨、 すな

わ ち、 同 項 で は 玉 際 紛 争 を 解 決 す る手段とし て \mathcal{O} 戦 争 、 武 力に ょ る 威 嚇、 武 力 \mathcal{O} 行 使を 放 棄 L

7 () るが、 自衛 権 は否定されておらず、 自 衛 0 ための必要最小限度の武力の行使は認めら れて

いるということを受けていると解している。

したがつて、 同条第二 項 は 「戦力」 の保持を禁止しているが、このことは、 自 衛 \mathcal{O} た 8) 0) 必 要

最 小 限度 0 実力を保持することまで禁止す る趣旨の ŧ のではなく、これを超える実 力を保 持 す

ることを禁止する趣旨のものであると解している。

三について

憲法第九条第二項の「交戦権」 とは、 戦いを交える権利という意味ではなく、 交戦国が国際法

上有する 種 々 0) 権 利 0 総 称 を意味するもので、このような意味の交戦 権 が 同 項 によって 否認さ

れていると解している。

他 方、 我 が 玉 は、 自 衛 権 0 行 使 に当た つて は、 我 が 玉 を防衛 す るた め必必 要最 小 限 度 0) 武 力を

行 使することが当然に · 認め 5 れて V) るのであつて、 その 行 使 は、 交戦 権 の行 使とは 別 \mathcal{O} ŧ ので

ある。

四について

1 持 及 び することは、 2 <u>ー</u>に つい 憲法 · ~ 第 に 九 お 条 いて述べ 0 禁止するところで たとお り、 我 は が な 玉 \ \ • が 自 自 衛 衛 \mathcal{O} 隊 た 8 は 0 必 我 要最 が 国 を 小 限 防 衛 度 す \mathcal{O} る 実 力 た を 8 保 \mathcal{O}

必要最小限度の実力組織であるから憲法に違反するものでないことはいうまでもな V)

断されるべきものであると考える。

3

自

衛

隊が

玉

際法上軍隊として取

り扱わ

れるかどうかは、

個

Þ

 \mathcal{O}

玉

際

法

0

趣旨に照ら

て判

五について

従 来、「い わ ゆ る 海 外 派 兵とは、 般 的 に いえ ば、 武 力 行 使 \mathcal{O} 目 的 を ŧ つて 武 装 L た 部 隊 を

他 玉 \mathcal{O} 領 土 領 海 領 空 に 派 遣することであ る と定 義 づ け 7 説 明 さ れ てい るが、 こ の ょ う な

海 外 派 兵 は、 般 に 自 衛 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 必 要最 小 限 度 を超える ŧ 0) で あ つて、 憲法 上許され な V) と考

えている。

六について

1 般 に 徴 兵 制 度と は、 玉 民 を L て 兵 役 に 服 す る義 務 を 強 制 的 に 負 わ せ る 玉 民 皆 兵 制 度 で あ

戦時編制の要員として備えるものをいうと理解している。

て

軍

隊

を

常

設

し、

これ

に

要す

る

兵

員

を

毎

年

徴

集

L

定

期

間

訓

練

L

て、

新

陳

交代

さ

せ

のに、 て、 十三条、 ک 公共 0) 兵役とい ような徴兵 第 0 十八 福 祉 条など わ に 照 制度は、 れ らし る役 \mathcal{O} 規 務 当然に 定 我 \mathcal{O} \mathcal{O} が 提 趣 憲法 負 供 旨 を義 担 か 一すべ の秩 5 務とし みて、 きも 序 の下では、 許容 て課され 0 として社会的 されるものではな 社会の るとい . う点 に 構成員が社会生活を営 認 にその本 \emptyset いと考えている。 5 れ る 質 ような が あ り、 ŧ 0 む に で 憲 法 な つい 第

2 御 指 摘 \mathcal{O} よう な 徴 兵 制 度 に 0 7 7 ŧ \vdash に . 述 べ たところが 妥当す るものと考える。

な お、 憲 法 第 + 五. 条 は 公 務 員 \mathcal{O} 任 免 権 は 終 局 的 に は 玉 民 に あ るとい う 国 民 主 権 \mathcal{O} 原 理 を

徴兵制度を許容しているとは考えていない。

表

明

するとともに、

公務

員

0)

性

格

などに

つ

, \

て

規

定

L

たものであつて、これをも

つて

憲

法

が